

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

改元に伴う建設業法施行規則等の様式の改正について（通知）

本年5月1日に元号が「令和」に改められることに伴い、「建設業許可等に係る改元に伴う元号による年表示の取扱いについて」（平成31年4月5日国土建第8号）を発出し、改元に伴う元号による年表示の取扱いについて通知したところです。

今般、建設業法施行規則等の省令に規定されている様式について、「平成」を「令和」に改める等、改元に伴う改正を行いましたので、下記のとおり通知いたします。

貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう措置願います。なお、運用については下記と併せて、「建設業許可等に係る改元に伴う元号による年表示の取扱いについて」（平成31年4月5日国土建第8号）の通知内容を原則としておりますので併せて遺漏のないよう措置願います。

記

1. 今回改正を行った様式について

- ・建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）
様式第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第11号の2、第12号、第13号、第15号、第16号、第17号、第17号の2、第17号の3、第18号、第19号、第20号の3、第22号の2、第22号の3、第22号の4、第23号、第24号、第25号、第25号の4、第25号の6、第25号の7、第25号の8、第25号の9、第25号の10、第25号の11、第25号の12、第25号の14、第25号の15、第26号及び第27号
- ・公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則（昭和二十七年建設省令第二十三号）
様式第1号、第2号及び第3号
- ・建設機械抵当法施行規則（昭和二十九年建設省令第三十五号）
様式第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号
- ・施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）
第1号（イ）（ロ）及び第2号（イ）（ロ）

- ・解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十三年国土交通省令第九十二号）
様式第3号
- ・特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成十四年国土交通省令第十七号）
様式第1号及び第2号

2. 改正の内容について

- ・1. の様式について、「平成」を「令和」に改正するとともに、元号を表す記号を追加すべきところには「R」を加えた。

3. 経過措置について

- ・5月7日以降であっても、改正前の様式を用いた申請は有効とする。この場合においては、 のように修正を行う等の対応を行うほか、 のような記載であっても有効であるものとする。

令和

「~~平成~~元年 5月 8日」

「平成31年 5月 8日」

- ・改正後の様式において「自令和 年 月 日 至令和 年 月 日」等と期間を記載する必要がある部分について、起点日が平成である場合は、 のように修正を行う等の対応を行うほか、 のような記載であっても有効であるものとする。

平成

「自~~令和~~31年4月1日 至令和2年3月31日」

「自令和 元年4月1日 至令和2年3月31日」

また、改正前の様式を利用し提出を行うことも有効とし、 のように修正を行う等の対応を行うほか、 のような記載であっても有効であるものとする。

令和

「自平成31年4月1日 至~~平成~~ 2年3月31日」

「自平成31年4月1日 至平成32年3月31日」

以上

(建設業法施行規則の一部改正)

第二条 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「平成〇〇年〇〇月〇〇日」を「令和〇〇年〇〇月〇〇日」に改める。

別記様式第二号中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第三号中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。

別記様式第四号及び別記様式第六号中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第七号及び別記様式第八号中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「平成〇〇年〇〇月〇〇日」を「令和〇〇年〇〇月〇〇日」に改める。
別記様式第九号、別記様式第十号及び別記様式第十一号中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。

別記様式第十一号の二「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「平成〇〇年〇〇月〇〇日」を「令和〇〇年〇〇月〇〇日」に改める。

別記様式第十二号及び別記様式第十三号中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第十五号中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。

別記様式第十六号から別記様式第十七号の三及び別記様式第二十号の三「平成」を「令和」に改める。

別記様式第十八号、別記様式第十七号及び別記様式第二十号の三「平成」を「令和」に改める。

別記様式第二十一号の二「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「平成〇〇年〇〇月〇〇日」を「令和〇〇年〇〇月〇〇日」に改める。

別記様式第二十一号の三「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「平成〇〇年〇〇月〇〇日」を「令和〇〇年〇〇月〇〇日」に改める。

別記様式第二十二号の四から別記様式第二十五号の二「平成」を「令和」に改める。

別記様式第二十五号の四「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。「4. 平成」を「4. 令和」に改める。「平成〇〇年〇〇月〇〇日」を「令和〇〇年〇〇月〇〇日」に改める。

別記様式第二十五号の五「平成」を「令和」に改める。

別記様式第二十五号の六及び別記様式第二十五号の七「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。「4. 平成」を「4. 令和」に改める。「平成〇〇年〇〇月〇〇日」を「令和〇〇年〇〇月〇〇日」に改める。

別記様式第二十五号の八「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。

別記様式第二十五号の九「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。

別記様式第二十五号の十「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。

別記様式第二十五号の十一「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。

別記様式第二十五号の十二「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。

別記様式第二十五号の十三「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。

別記様式第二十五号の十四「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。

別記様式第二十五号の十五及び別記様式第二十六号中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第二十五号の十六「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。

別記様式第二十七号中「平成」を「令和」に改める。

第三条 測量法施行規則(昭和二十四年建設省令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二及び別表第一から別表第八までの規定中「平成」を「令和」に改める。

(測量法施行規則の一部改正)

昭和 年 月 日 平成 年 月 日

別記第三十六号の九様式第一面中「平成」を削り、同様式第二面中「昭和・平成」を削り、「平成」を「年 月 日」に改める。
 別記第三十六号の十様式第一面中「平成」を削り、同様式第二面中「昭和・平成」を削り、「平成」を「年 月 日」に改める。
 別記第三十六号の十一様式第一面中「平成」を削り、同様式第二面中「昭和・平成」を削り、「平成」を「年 月 日」に改める。
 別記第三十七号様式から別記第三十七号の五様式までの様式中「平成」を削る。
 別記第三十七号の六様式中「平成」及び「明・大・昭・平」を削る。
 別記第三十七号の七様式から別記第三十七号の九様式までの様式中「平成」を削る。
 別記第三十七号の十様式中「平成」及び「明・大・昭・平」を削る。
 別記第三十七号の十一様式から別記第三十七号の十三様式までの様式中「平成」を削る。
 別記第三十七号の十四様式中「平成」及び「明・大・昭・平」を削る。
 別記第三十七号の十五様式から別記第三十七号の十七様式までの様式中「平成」を削る。
 別記第三十七号の十八様式中「平成」及び「明・大・昭・平」を削る。
 別記第三十七号の十九様式から別記第四十二号の二十三様式まで、別記第四十三号様式から別記第四十九号の三様式まで及び別記第四十九号の五様式から別記第五十号様式までの様式中「平成」を削る。
 別記第五十一号様式中「平成 年 月 日 氏名」を「年 月 日 氏名」に改める。
 ※登録 年 月 日 平成 年 月 日

を
 ※登録 年 月 日 平成 年 月 日

別記第五十二号様式から別記第六十号様式までの様式中「平成」を削る。
 別記第六十号の二様式中「平成」及び「明・大・昭・平」を削る。
 別記第六十号の三様式から別記第六十三号の二様式まで及び別記第六十五号様式から別記第六十七号の二様式までの様式中「平成」を削る。
 別記第六十七号の三様式第一面中「平成」を削り、同様式第三面中「昭和・平成」を削り、「平成 年 月 日」に改める。
 別記第六十七号の四様式第一面中「昭和・平成」を削り、同様式第二面中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改める。
 別記第六十七号の五様式、別記第六十八号様式及び別記第六十九号様式中「平成」を削る。
 (建築動態統計調査規則の一部改正)
 第六条 建築動態統計調査規則(昭和二十五年建設省令第四十四号)の一部を次のように改正する。
 別記第二号様式から別記第五号様式までの様式中「平成」を「令和」に改める。
 (公営住宅法施行規則の一部改正)
 第七条 公営住宅法施行規則(昭和二十六年建設省令第十九号)の一部を次のように改正する。
 別記第一号様式から別記第三号様式までの様式中「平成」を削る。
 別記第四号様式中「平成」を削る。
 (港湾法施行規則の一部改正)

第八条 港湾法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十八号)の一部を次のように改正する。
 第三号の二様式中

生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
※	1 明治	3 昭和	4 平成	※	1 明治	3 昭和	5 令和
	2 大正	4 平成		※	1 明治	3 昭和	5 令和
					2 大正	4 平成	

 設立年月日 年 月 日
 ※ 1 明治 3 昭和 4 平成 5 令和
 2 大正

(公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部改正)
 第九条 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則(昭和二十七年建設省令二十三号)の一部を次のように改正する。
 別記様式第一号中「平成」を「令和」に改める。
 別記様式第二号中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。
 別記様式第三号中「平成」を「令和」に改める。
 (航空法施行規則の一部改正)

第十条 航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

（道路法施行規則の一部改正）

第十一条 道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五、別記様式第五の四及び別記様式第七の四中「**イ**」を「**ロ**」に改める。

（水位及び流量調査作業規程準則の一部改正）

第十二条 水位及び流量調査作業規程準則（昭和二十九年総理府令第七十五号）の一部を次のように改正する。

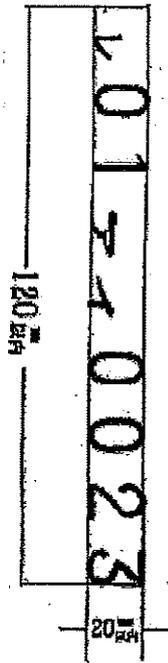
別表第六及び別表第八から別表第十一までの様式中「**イ**」を「**ロ**」に改める。

（建設機械抵当法施行規則の一部改正）

第十三条 建設機械抵当法施行規則（昭和二十九年建設省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「**イ**」を「**ロ**」に改める。

別記様式第二号（備考を除く）を次のように改める。



別記様式第二号備考②中「**イ**」を「**ロ**」に「平成元年」を「令和元年」に「**イ**」を「**ロ**」に「平成2年」を「令和2年」に「**イ**」を「**ロ**」に改める。

別記様式第三号から別記様式第七号までの様式中「**イ**」を「**ロ**」に改める。

（降水量調査作業規程準則の一部改正）

第十四条 降水量調査作業規程準則（昭和二十九年総理府令第八十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第三までの様式中「**イ**」を「**ロ**」に改める。

（土地区画整理法施行規則の一部改正）

第十五条 土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第八から別記様式第十一までの様式中「**イ**」を「**ロ**」に改める。

（都市公園法施行規則の一部改正）

第十六条 都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三中「**イ**」を「**ロ**」に改める。

（水質調査作業規程準則の一部改正）

第十七条 水質調査作業規程準則（昭和三十三年総理府令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第六中「**イ**」を「**ロ**」に改める。

(施工技術検定期則の一部改正)

第二十一条 施工技術検定期則(昭和三十五年建設省令第十七号)の一部を次のように改正する。

〔明治 平成〕

別記様式第一号(イ)及び別記様式第二号(ロ)中 大正 年 月 日 を 大正 令和 年 月 日 に改める。

昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 〕

〔大正 平成〕

別記様式第二号(イ)及び別記様式第二号(ロ)中 昭和 年 月 日 を 大正 令和 年 月 日 に改める。

平成 年 月 日 昭和 年 月 日 〕

(車両の通行の許可の手續等を定める省令の一部改正)

第二十二條 車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一及び別記様式第二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

(河川法施行規則の一部改正)

第二十三條 河川法施行規則(昭和四十年建設省令第七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第八及び別記様式第八の二中「七号」を「令五」に改める。

別記様式第十五中「平成」を「令和」に改める。

(河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則の一部改正)

第二十四條 河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則(昭和四十年建設省令第二十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二中「七号」を「令五」に改める。

(下水道法施行規則の一部改正)

第二十五條 下水道法施行規則(昭和四十二年建設省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一及び別記様式第四中「七号」を削る。

(積立式宅地建物販売業法施行規則の一部改正)

第二十六條 積立式宅地建物販売業法施行規則(昭和四十六年建設省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十中「五号 年 月 日」を「令四 年 月 日」に改める。

(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部改正)

第二十七條 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則(昭和四十七年自治省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第三号様式までの様式中「七号」を「令三」に改める。

(新都市基盤整備法施行規則の一部改正)

第二十八條 新都市基盤整備法施行規則(昭和五十年建設省令第四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第八及び別記様式第九中「七号」を「令三」に改める。

(地籍簿の様式を定める省令の一部改正)
第二十九条 地籍簿の様式を定める省令(昭和五十三年総理府令第三号)の一部を次のように改正する。

別記様式中		を		に改める。	
昭和	年	月	日から	平成	年
平成	年	月	まで	令和	年
平成	年	月	日	令和	年
平成	年	月	日	令和	年

(貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令の一部改正)

第三十条 貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令(平成七年運輸省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「平成」を「令字」に改める。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第三十一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「平成」を削る。

(建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正)

第三十二条 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号)の一部を次のように改正する。

別記第二号の様式及び別記第十号の二の三様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

(解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正)

第三十三条 解体工事業に係る登録等に関する省令(平成十三年国土交通省令第九十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中「平成」を「令字」に改める。

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正)

第三十四条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第一百十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中
 明治 大正 昭和 平成 を 明治 大正 昭和 平成 に改める。

別記様式第二号中
 明治 大正 昭和 平成 を 明治 大正 昭和 平成 に改める。
マンション管理士試験に合格した年月日 平成 令和 に改める。

別記様式第十号の三中
 明治 大正 昭和 平成 を 明治 大正 昭和 平成 に改める。

別記様式第十一号の備考、別記様式第十二号(添付書類④)の備考中
M 明治 S 昭和 R 令和
T 大正 H 平成 を M 明治 S 昭和 R 令和
T 大正 H 平成 に改める。

別記様式第十五号中
 明治 大正 昭和 平成 を 明治 大正 昭和 平成 に改める。

別記様式第十七号の備考中

M	明治	S	昭和	
T	大正	H	平成	

を

M	明治	S	昭和	R	令和
T	大正	H	平成		

に改める。

別記様式第二十三号の三中

明治 大正 昭和 平成 を 明治 大正 昭和 平成 令和 令和 に改める。

別記様式第二十四号の備考中「元号のコードとして「H」を「元号のコードとして「R」」に「H」を「R」に改める。

(小型船舶登録規則の一部改正)

第三十五条 小型船舶登録規則(平成十四年国土交通省令第四号)の一部を次のように改正する。

第九号様式、第十号様式及び第十二号様式から第十四号様式までの様式中「平成」を削る。

(特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正)

第三十六条 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成十四年国土交通省令第十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「令改」を「令削」に改める。

(特定外貨埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部改正)

第三十七条 特定外貨埠頭の管理運営に関する法律施行規則(平成十八年国土交通省令第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中

生年月日	年	月	日	を	生年月日	年	月	日	を	設立年月日	年	月	日	を	設立年月日	年	月	日	
※	1	明治	3	昭和	※	1	明治	3	昭和	※	1	明治	3	昭和	※	1	明治	3	昭和
	2	大正	4	平成		2	大正	4	平成		2	大正	4	平成		2	大正	4	平成

に改める。

(海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令の一部改正)

第三十八条 海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令(平成二十年国土交通省令第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二号様式から第四号様式までの様式中「令改」を削る。

(関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則の一部改正)

第三十九条 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則(平成二十四年国土交通省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「令改」を「令削」に改める。

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正)

第四十条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一から別記様式第二十まで及び別記様式第二十二から別記様式第二十五までの様式中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改める。

(国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部改正)

第四十一条 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則(平成二十九年国土交通省令第六十五号)の一部を次のように改正する。